

「解答例等」

研究科・選抜区分・ 専攻等	2026 年度 社会システム研究科（選抜区分：博士前期課程（夏期日程）） 地域コミュニティ専攻 コミュニティ基礎領域（専門問題）
解答例 1) 社会教育は、学校教育以外の教育のことを指し、生涯にわたっていつでもどこでも学び続けられる教育を意味する。個人や家庭を含む場合は生涯学習と定義される場合もあるが社会教育の領域となり、ボランティアや企業での研修も含む。ただし、事業としては、主として組織的な活動を社会教育として取り扱っている。 教育基本法では第1条で「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と目的を示し、第3条で「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と生涯学習の理念が示されている。その上で社会教育について第12条で「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」とされている。 また、社会教育法では「この法律において「社会教育」とは、学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。」と定義されている。 このように、人々が学校の教育課程以外で学ぶ権利を保障する教育であり、またその教育の振興に国や地方公共団体は努めなければならないと定められている。 2) (公民館の場合) 社会教育施設とは、社会教育のための施設で、学校教育以外の場で人々が学び、交流し、成長するために設置される公共施設である。学習活動の拠点となったり、教育事業を行い環境醸成や社会教育の振興を担っている。社会教育法第3条では「社会教育の奨励に必要な施設」と定義されている。教育事業を行っている。また原則無料としている施設も多い。 こうした施設については、社会教育法第9条では「図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする」と規定され、公民館については、同法の第5章で規定されている。一般の公共施設との違いは、必置義務ではないものの公民館運営審議会や図書館協議会、博物館協議会など、館長の諮問に応じ調査審議する組織や、目的とあわせて行う事業、行ってはならない事業なども法律で定められている。 その他にも、少年自然の家や青年の家をはじめとする青少年教育施設や女性教育施設、生涯学習センターがある。 こうした社会教育施設以外にも広義の社会教育施設や社会教育関係施設、社会教育関連施設と分類されることもある。例えば、文化会館や社会体育施設、児童館、保健所があり、民間ではカルチャーセンターやスポーツクラブがある。	

ここでは公民館を取りあげ、現状と課題について述べる。公民館は、戦後、社会教育法の制定により設置がすすめられた。公民館を拠点として教育事業や貸館、社会教育関係団体の育成など行われてきたが、公民館の減少など転換期に入っている。公民館を設置管理運営する自治体の財政難、経営改革、市町村合併などにより、予算削減、職員減少、受益者負担、一般行政移管、指定管理者制度の導入など行われ、社会教育施設とコミュニティ施設の違いが課題となって現れる事例も生じている。憲法で保証され、また教育基本法や社会教育法でも保障されている表現の自由、集会結社の自由をはじめ、住民主体や学習の主人公として展開されてきた事業や実践が、管理運営優先や行政教育サービスの消費者（客体化）を進行させているとの指摘もある。

3) (環境教育の場合)

環境教育について説明します。

環境教育とは、自然環境や社会環境についての理解を深め、持続可能な社会の実現に向けて行動できる人を育てる教育である。単なる知識の習得ではなく、環境問題に対する「気づき」「考察」「行動」を促すことが目的となっている。

国際的には、環境教育という捉え方や目的について、1972年の国連人間環境会議（ストックホルム会議）の「人間環境宣言」採択や、1975年：ベオグラード憲章で環境教育の目的と原則が明文化された。その後、1980年代になって、持続可能な開発の提唱、90年代のESD（持続可能な開発のための教育）、そしてSDGs達成に向けた教育と創成・普及。拡大と変遷してきた。

日本においては、1960年代の公害教育や自然保護教育、その後の環境問題への意識の高まりがあり、環境教育として学校でも取り組むようになった。現在は、持続可能な教育として取り組まれている。

このように自然や環境問題に関する教育が成立し取り組まれる中で、環境だけでなく社会・経済・文化の持続可能性も含む教育へと展開されている。また、成人教育から子ども（時期から）の教育や、体験重視、課題解決型学習、グローバルな視点とローカルな取り組みなど実践的な特徴も持っている。

こうした環境教育に関わる具体的な事例として、60年代に北九州戸畑区で取り組まれた公害学習（「青空がほしい」をテーマとした）婦人学級について紹介する。（以下略）

「解答例等」

研究科・選抜区分・ 専攻等	2026 年度 社会システム研究科（選抜区分：博士前期課程（夏期日程）） 地域コミュニティ専攻 コミュニティ実践領域（専門問題）
1) 消費者問題は、単なる自己責任の問題として捉えられがちだが、実際には生活困難や社会的孤立といった構造的要因と深く関係している。たとえば、高齢者が健康食品の定期購入を解約できず経済的に困窮するケースや、障害のある人が悪質な訪問販売により不利な契約を結ばされるケースがある。これらは情報弱者が標的とされやすい典型例である。 このような問題に対しては、消費生活センターだけでなく、社会福祉の支援体制が重要な役割を果たす。たとえば、生活困窮者自立支援制度では、経済的支援に加えて家計相談や就労支援が提供され、消費者被害による生活破綻の予防につながる。また、地域包括支援センターは高齢者の消費者トラブルに早期に気づき、必要に応じて成年後見制度の活用を支援することもできる。 さらに、社会福祉士やケースワーカーが消費者被害の背景にある生活課題を把握し、多機関と連携することで、被害の再発防止や生活再建を支援できる。 以上のように、消費者問題は社会福祉の視点からも取り組むべき課題であり、制度的・地域的支援の連携が不可欠である。 2) 社会的包摂の概念は、すべての人が排除されずに社会の一員として尊重されることを目指す理念である。しかし現実には、精神障害者、依存症者、出所者といったスティグマ対象者に対して、「包摂」は名目的に語られる一方で、実質的な排除や監視が続いている。例えば、制度的には就労支援が整備されていても、職場での偏見や無言の排除によって当事者は再び孤立することがある。また、「包摂」の名のもとに従順で「扱いやすい」当事者像が期待され、回復や社会復帰のあり方が一方的に定義されてしまう危うさもある。したがって、福祉実践は「誰が包摂に値するとされてきたのか」「包摂がどのような形でなされているのか」といった前提を問い直し、当事者の声を起点にした支援が求められる。形式的な参加ではなく、対等な関係性や意思決定への参画こそが真の包摂につながる。 3) 意思決定支援とは、利用者が自らの意思で選択し行動できるように、情報提供や環境調整を通じて支援することである。一方、パターンリズムは、利用者の最善の利益を守るという名目で、本人の意思に反して決定を下すことを含む。この両者は一見対立するように見えるが、現場ではしばしば両立や調整が求められる。たとえば、認知症の高齢者が危険な外出を希望する場合、支援者は安全を重視して制止するか、本人の希望を尊重して見守るか、判断が分かれる。このような場面では、支援者は「本人の意思をどこまで引き出せているか」「代替手段はないか」「支援者の価値観が過度に反映されていないか」といった問いを常に自問する必要がある。意思決定支援	

とは、単に選ばせることなく、選ぶ力を引き出し、整えるプロセスでもある。一方的なパターンリズムに陥らず、対話を通じて本人の価値観を理解し、その上で必要最小限の介入を行うという、倫理的かつ実践的なバランスが求められる。

4)

教師期待効果（ピグマリオン効果）とは、教師が学習者に対してもつ期待が、その学習者の能力の向上につながるという現象を指す。

ローゼンタール（ローゼンソール）らは、教師が学習者に対してもっている期待が、学習者の学習成績を左右することを実証した。ローゼンタールらは、小学校で、新年度の前に知能検査を行った。その結果と称してランダムに抽出した複数の子どもについて、その子どもの能力が向上するだろうという情報を教師に与えた。その結果、特に低学年において、8か月後の知能検査の得点の伸びが大きかった。この実験から、ローゼンタールは、教師の子どもに対する行動を意識しないうちに変化させていることを明らかにした。

5)

量的研究とは収集されたデータを数量化処理して分析する研究であり、実験法や質問紙法が含まれる。メリットは、客観性と再現性の高さ、比較可能性である。デメリットは、数値化できない要素を切り捨てるため、現象を単純化しすぎる危険性がある。

質的研究とは収集されたデータを数量化せずに、記述的に分析する研究であり、面接法や自由回答による質問紙法や事例研究などが含まれる。メリットは、現実の複雑さや個別性を重視できることである。デメリットは、データの収集に多くの時間と労力を要すること、また大規模な一般化が困難であることである。

両者は対立的ではなく、研究目的に応じて使い分けたり、混合研究法として補完的に組み合わせたりすることが望ましい。

6)

二つの要因を組み合わせた研究計画を要因計画といい、この要因計画において、ある要因の効果がもう片方の要因によって異なるという結果が現れた場合、交互作用があるとする。

これは、一つの要因が他の要因の影響とは関係なく単独で効果をもたらす主効果とは区別される。

7)

都市やまちをつくることから活用することへまちづくりの重きが置かれはじめたことにより、これまであまり活用されることのなかった公共空間が着目されるようになった。また、コロナ禍をきっかけに、密空間の敬遠などにより、テレワークや在宅勤務が増加した。それにより、オフ

イス以外の働く場としての公共空間のニーズが高まっている。さらに、車中心のまちから人中心のまちへの転換が各地で進められており、人を中心としたまちにおいては、歩くということがその中心に位置づけられることから、歩行者空間の確保、活用という観点もある。さらに、その延長線上に、健康的なライフスタイルを支える場としても役割も期待されている。

こういった背景をもとに、公共空間がイベントやカフェ、さまざまな活動の場として活用されるようになってきている。

8)

・人口減少、少子高齢化

日本のほとんどの自治体において、人口減少および少子高齢化が急速に進んでいる。大都市など一部の自治体はまだ増加傾向にあるが、近い将来すべての自治体において、人口減少、および少子高齢化の時代に突入する。人口減少、少子高齢化によって、農山村などの集落の存続が困難になるだけでなく、既成市街地においても、市街地のスポンジ化、低密度化が進み、税収減、インフラの老朽化と相まって、まち、都市、地域を維持していくことが今後より難しくなっていくことが予測される。その課題を乗り越えるためには、市街地を計画的に縮退させていくことや、人口減少自体を受け入れたまち、都市、地域のマネジメントを行っていく必要がある。

・オーバーツーリズム

日本への海外からの旅行客の増加が著しく、それにより、日本の観光地を中心に地域住民の生活等への影響が出ている。交通、治安、防犯、衛生など地域住民が日常生活を送るうえでのさまざまな面において問題が起きている。これらの問題を解決するためには、海外からの旅行客に対して、日本におけるマナーやルールの周知、広報等を積極的に行うだけでなく、場合によっては、条例などによる罰則を設けるなど、踏み込んだ対策をとることも必要になってくるであろう。

9)

「にぎわい」という言葉は、あいまいなニュアンスの言葉であることから、まちづくりの現場において、とても多用されてきた。まちのにぎわい、地域のにぎわいといった表現が散見されるが、前述のように「にぎわい」ということばの持つ領域が幅広いことから、例えばまちのにぎわいづくりといった場合、その目的が不明確になりがちである。イベントをして一時的にたくさんの人が集まっても「にぎわい」づくりであり、商店街をたくさんの人がただ歩くだけでも「にぎわい」づくりとして捉えられるケースもある。しかし、にぎわいの本来的な意味は人の数だけではなく、それに伴ったお金の流れが生まれることを意味すると考える。それを踏まえて、今日の日本における「まちのにぎわい」を考えると、必ずしもすべてのにぎわいづくりが経済的なまちの活性化を目指しているわけではなく、人々の交流の活性化、居場所づくり、健康や生きがいづくりなど、多様な分野からの多様なアプローチによってさまざまなにぎわいづくりが試みられている。そうすると、単純に「にぎわい」という言葉を使うのではなく、もう少し解像度の高い言葉を使ったまちづくりをしていくと、各地のまちづくりがよりいきいきと鮮明になってくるのではないだろうか。

11)

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する仕組みである。少子高齢化が進む日本において、従来の施設中心の介護から、地域で支える体制への転換が求められており、このシステムはその中核を担っている。

このシステムの特徴は、地域の多様な社会資源との連携にある。医療機関、介護事業者、行政、ボランティア団体、住民などが協力し、包括的な支援体制を構築することで、高齢者のニーズに柔軟かつ継続的に対応できる。特に、地域包括支援センターが中心となり、相談支援や権利擁護、介護予防などを担うことで、地域全体で高齢者を支える仕組みが整えられている。

高齢者の生活支援においては、単なる身体的ケアだけでなく、精神的・社会的な側面も重視される。地域包括ケアは、住み慣れた地域で、顔なじみの人々との関係を保ちながら、自分らしく生きることを可能にする点で大きな意義がある。孤立を防ぎ、地域とのつながりを維持することで、生活の質（QOL）を高めることができる。

12)

私に関心を持つ社会福祉領域のテーマは「子どもの貧困問題」である。子どもの貧困は、単に「食べられない」「服がない」「家がない」といった物理的・経済的困窮（絶対的貧困）にとどまらず、その子どもの生活や成長の可能性が社会的に阻害されるという側面を含んでいる。ここで重要となるのが「社会的排除」という概念である。社会的排除とは、絶対的・相対的貧困とは異なり、関係性の欠如、選択肢の欠如、社会の構成員として認められないといった社会的側面を含む、望ましくない生活状態を表すものである。

子どもの貧困においては、家庭の経済状況が厳しいことにより、教育や文化的活動へのアクセスが制限されたり、あるいは社会的経験（体験）に格差が生じるなどにより、結果的に同年代の子どもたちとの関係性が希薄になることがある。これらは、子どもが社会の一員として認められにくくなるという社会的排除の典型例であると言える。

このような社会的排除の結果として、子どもたちには多様な「福祉ニーズ」が生じる。福祉ニーズとは、社会問題としての生活問題を担わされることによって必要となる現金やサービスである。それは単なる欲望や要求ではなく、社会的合意や妥当性に基づいた社会的必要である。具体的には、学習支援、居場所づくり、食事の提供、心理的ケア、進学や就職に向けた支援などが挙げられる。これらの支援は、子どもが自らのケイパビリティ（潜在能力）を発揮し、ウェルビーイング（幸福な状態）を実現するために不可欠である。

以上のように、「子どもの貧困問題」は、単なる経済的困窮ではなく、社会的排除によって子どもの成長や社会参加が阻まれるという構造的な問題である。そして、その排除を克服するためには、子どもたちの福祉ニーズを的確に把握し、社会的に妥当な支援を提供することが求められる重要な社会問題である。

「出題の意図」

研究科・選抜区分・専攻等	2026 年度 社会システム研究科（選抜区分：博士前期課程（夏期日程）） 地域コミュニティ専攻 コミュニティ実践領域（専門問題）
出題の意図 （評価のポイント）	1）この問題の意図は「消費者問題を通じて、社会福祉を権利擁護・生活支援・社会構造の是正という広い視点で捉え、具体的な事例を分析しながら論じる力があるかどうか」を確認することである。 博士前期課程入試では、学部レベルの理解を応用して、多角的視点と批判的思考をもつことが期待される。そのため、単に知識を問うているのではなく、事例提示 → 社会的要因分析 → 福祉的アプローチの提示 → まとめという論述構成ができるかどうかを評価した。 2）「社会的包摂」という理念を理解し、それを現実社会に生きる排除やスティグマの問題と結びつけて批判的に論じる力を確認することを意図している。評価のポイントは以下の4点である。①理念と現実の乖離を分析できるか②批判的視座を持てるか③社会モデルを理解しているか④福祉的支援を理念に即して再構築できるか。 3）社会福祉実践における価値原理の緊張関係（自己決定 対 保護的介入）を理解し、具体例を交えながら両者の関係を批判的かつ現実的に論じる力を確認することを意図している。理念についての知識だけでなく、現場の複雑性を踏まえて「いかに調整していくか」という実践的思考力を持っているかを見極めるための設問である。 4）教育心理学の基礎的な知識を問う設問である。 用語の定義と実験例を挙げながら具体的に説明することができているかどうかの評価の観点となる。 5）心理学の研究方法を批判的に理解しているかどうかを問う設問である。 6）心理統計および実験計画法についての理解を問う設問である。交互作用がある場合とない場合について説明できているかが評価の観点となる。 7）8）9）（3問共通） 都市や地域のマネジメントについて、専門的研究を行うために必要な基礎知識を有しているかを問う。また、都市や地域のマネジメントに関するニュース、トピックを把握できているか、さらに、多様な課題についての問題意識、考察力を有しているかを問う。

	10) 社会福祉に関する教科書や公式文書だけでなく、幅広い分野において日本社会の高齢化は「枕詞」のように述べられることがある。しかし表面的に「社会の高齢化」を理解するのでは、社会福祉学を学ぶ者としては不十分である。学問として社会の状態と、それがどのような問題なのかを整理しながら正しく理解することの重要性が理解できているのかを問うことを目的とした。 11) 高齢者介護や地域福祉領域において、地域包括ケアシステムへの理解は重要である。ミクロ・メゾ・マクロレベルの実践、臨床から制度・政策までのいずれの研究領域においても、基本重要語句であると言える。本問では高齢者への生活支援という枠組みの中で、どのような意義・役割を担っているのか、社会福祉学における基礎的用語を理解しているのかを問うことを目的とした。 12) 本問は「社会的排除」と「福祉ニーズ」という社会福祉における基礎用語を理解し、それに基づいて自ら関心を持っているテーマを考えることができるのかを問うことを目的とした。なお、本問においては社会福祉領域におおよそ含まれると学問的に考えられる者であれば、どのようなテーマであっても構わない。重要な点は「社会的排除」と「福祉ニーズ」という概念という基本的かつ重要な概念を理解し、学術的に考えようとしたかである。
--	---

「出題の意図」

研究科・選抜区分・専攻等	2026 年度 社会システム研究科（選抜区分：博士前期課程（夏期日程）） 地域コミュニティ専攻 コミュニティ基礎領域（専門問題）
出題の意図 （評価のポイント）	1) 「社会教育」という用語・概念についての説明を求めた。基本的な知識を問う問題である。解答については「教育」一般の説明や「学校教育」の説明でなく、コミュニティ基礎に関わる教育として説明ができるかを期待した。 評価のポイントは、解答例のように法律の条文まで正確に引用されていなくても、法律名や条文の内容を説明に用いるなどして制度や領域など「社会教育」の根拠を示せているかが知識として重要である。ただし、出題は「社会教育」についての説明なので、学校教育以外の教育や、社会や地域において行われる教育、あるいは自己教育と相互教育とか、主に公民館などで行われる教育、ノンフォーマル・エデュケーション、子どもの学校外教育と成人教育、主体形成とその援助など、法律以外で説明してもよい。「社会教育」という言葉の意味や説明を通して、制度や研究、実践領域としての基礎的な知識を、的確であるかを基本として、説明している内容が詳細であれば、その分、加点を行うこととした。 2) 「社会教育施設」の説明と、その現状や課題について説明を求めた。知識とあわせて地域動向の中で、その実態を把握できているかを問う問題である。 採点においては、社会教育施設として、来館や貸館以外に教育事業について言及されているかを基準とした。法律や制度の特徴を述べているか、事業について紹介など説明に加えていてもよい。その内容によって加点を行っている。 館については、現状の館数の減少や職員の専門性、予算や事業の縮小、委託や転用に状況など指摘されているかをチェックし、課題については様々な見解があるので、いずれであっても課題として指摘できていれば評価することとした。 3) 「●●教育」について説明と同時に、時代的変遷と具体例を記述させることで、関心に応じた問題意識と知識を問う問題である。 採点においては、●●教育について、的確な説明や時代的変遷も含めて説明できているか。説明が丁寧であるほど加点。変遷について説明とその特徴まで説明できていれば加点。内容が的確や誤った理解であれば減点。地域での具体的実践例を取りあげ、紹介できているか。具体的であるほど加点することとした。